

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

問2 A株式会社は、平成27年3月決算（事業年度：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る法人税の確定申告分（法定申告期限：平成27年5月31日）について脱税行為を行っていたため、平成28年2月1日に国税犯則取締法に基づく強制調査を受け、さらに、税務調査により平成28年10月31日付で更正処分を受けている（同日の午前10時に更正通知書の送達、納期限：平成28年11月30日）。

X税務署長がA株式会社から上記の更正処分に係る法人税を徴収するため、理論上、滞納処分による差押えをすることができるとなり得た時期（差押えの始期）を早い順に、それぞれの差押えの要件と、その日付が始期となる理由を付して、答案用紙の指定欄に記載しなさい。

なお、解答に当たり、土日、休日等を考慮する必要はない。

〔第二問〕

次の設例について、以下の各問に答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税及び遅延損害金の額を考慮する必要はない。

また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

1 個人事業者であったAは、申告所得税（平成27年確定分、法定納期限：平成28年3月15日）1,000万円を滞納している。

2 滞納者Aは、所有する自家用車が故障したため、平成28年9月1日、P株式会社に修理を依頼した。

P株式会社が修理中の滞納者Aの自動車をX税務署長が差し押さえ、その後、修理は完了したものの、滞納者Aが修理代金（100万円）を支払わないため、P株式会社が引き続き自動車（評価額：800万円）を占有している。

問1 X税務署長が設例の自動車を換価するに当たり、これを占有するための措置を答えなさい。

また、その自動車の換価により徴収することができる金額とその理由を設例に即して答えなさい。

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第一問〕

2. 国税のための差押えは、大きく督促を要する国税の場合と督促を要しない国税の場合とに分けることができるが、下記に掲げる国税の差押えは、どのような場合に執行することができるか述べなさい。

- (1) 納税義務確定前であり、督促を要しない国税の差押え
- (2) 納税義務確定後であり、督促を要しない国税の差押え
- (3) 納税義務確定後であり、督促を要する国税の差押え

なお、上記の国税はいずれも、譲渡担保権者の物的納税責任の追及、担保の処分及び国税に関する法律の規定により一定事実が生じた場合に係るものではない。

●全国公開模試〔第二問〕

甲株式会社は乙リース会社とコピー機の賃貸借契約を締結した。（契約期間平成28年4月1日から平成29年3月31日）その際に、甲株式会社は1年分の賃借料252,000円（月額21,000円）を前払いしている。そして、その後乙リース会社は平成27年度分法人税（法定納期限等平成28年5月31日）668,000円を滞納し、所轄のA税務署長の引渡命令後、徴収職員により丙修理工場にあるコピー機が平成28年8月30日に差し押さえられた。なお、乙リース会社は、修理代金300,000円を未だ払っていない。そして、甲株式会社は、前記引渡命令により乙リース会社との賃貸借契約を解除した。これにより、甲株式会社は、A税務署長に対して前払賃料の請求をし、乙リース会社に対して損害賠償請求権（請求額250,000円）を有することになった。その後、A税務署長は、当該コピー機を公売に付し、1,140,000円で、換価した。（これに要した滞納処分費37,500円である。）

なお、この滞納処分に際し丙修理工場からA税務署長に対し、売却決定の日の前日までに、修理費未払いの事実について所定の方法によりその証明がなされている。

この場合における換価代金の配当順位及び、配当金額をその根拠を示して答えなさい。

② 他の財産状況、債権額及び契約期間の変動及び土日、休日などは一切考慮する必要はない。また、差押え後の公売及び具体的な取立手続については述べる必要はない。

ズバリ的中!